都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

「指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について」 の一部改正について

標記については、平成14年12月26日障発第1226002号本職通知「指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について」により実施されているところであるが、今般、同通知の一部を下記のとおり改正することとしたので、ご了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 第3章第3節の(18)の を次のように改める。

指定居宅介護の内容(第4号)

「指定居宅介護の内容」とは、身体介護、家事援助、通院等のための乗車又は降車の介助等のサービスの内容を指すものであること。

2 第3章第3節の(19)を次のように改める。

## (19) 介護等の総合的な提供

基準第4条の基本方針等を踏まえ、指定居宅介護の事業運営に当たっては、多種多様な居宅介護の提供を行うべき旨を明確化したものである。(専ら外出時における移動の介護の提供を行う者を除く。)指定居宅介護事業は、生活全般にわたる援助を行うものであることから、指定居宅介護事業者は、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を総合的に提供しなければならず(通院等のための乗車又は降車の介助を行う指定居宅介護事業者についても、身体介護又は家事援助を総合的に提供しなければならない。)、また指定居宅介護事業所により提供しているサービスの内容が、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、家事援助のうち特定のサービス行為に偏ったり、通院等のための乗車又は降車の介助に限定されたりしてはならないこととしたものである。また、サービス提供の実績から特定のサービス行為に偏っていることが明らかな場合に限らず、事業運営の方針、広告、従業者の勤務体制、当該事業者の行う他の事業との関係等の事業運営全般から判断して、特定のサービス行為に偏ることが明らかであれば、本条に抵触することとなる。

また、「偏っている」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定の サービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を 占めていれば、これに該当するものである。

さらに、通院等のための乗車又は降車の介助を行う指定居宅介護事業者について、都道府 県知事が指定を行うに当たっては、事業所の所在市町村に対して意見を求めることとする (確認すべき事項等については、別に定める。)。

なお、基準第30条は、基準該当居宅介護事業者には適用されない。

(現 行) (改 正)

第3章 居宅介護 第3節

## (18) 運営規程(基準第29条)

指定居宅介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定居宅介護の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定居宅介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない(この点については他のサービス種類についても同様とする。)。

指定居宅介護の内容(第4号)

「指定居宅介護の内容」とは、身体介護、家事援助等のサービスの内容を指すものであること。

利用者から受領する費用の額(第4号) 市町村長が決定した指定居宅介護に係る 居宅利用者負担額のほかに、基準第20 条第3項に規定する額を指すものである こと(以下、他のサービス種類についても 同趣旨。)

通常の事業の実施地域(第5号)

通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること(以下、他の居宅支援(基準第54条第5号、第77条第5号についても同趣旨。)

## (19) 介護等の総合的な提供

基準第4条の基本方針等を踏まえ、 指定居宅介護の事業運営に当たっては 、多種多様な居宅介護の提供を行うべ き旨を明確化したものである。(専ら

## (18) 運営規程(基準第29条)

指定居宅介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定居宅介護の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定居宅介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない(この点については他のサービス種類についても同様とする。)。

指定居宅介護の内容(第4号)

「指定居宅介護の内容」とは、身体介護、家事援助、通院等のための乗車又は 降車の介助等のサービスの内容を指すものであること。

利用者から受領する費用の額(第4号) 市町村長が決定した指定居宅介護に係る 居宅利用者負担額のほかに、基準第20 条第3項に規定する額を指すものである こと(以下、他のサービス種類についても 同趣旨。)

通常の事業の実施地域(第5号)

通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること(以下、他の居宅支援(基準第54条第5号、第77条第5号についても同趣旨。)

(19) 介護等の総合的な提供

基準第4条の基本方針等を踏まえ、 指定居宅介護の事業運営に当たっては 、多種多様な居宅介護の提供を行うべ き旨を明確化したものである。(専ら

外出時における移動の介護の提供を行 う者を除く。)指定居宅介護事業は、 生活全般にわたる援助を行うものであ ることから、指定居宅介護事業者は、 入浴、排せつ、食事等の介護や調理、 洗濯、掃除等の家事を総合的に提供し なければならず (通院等のための乗車 又は降車の介助を行う指定居宅介護事 業者についても、身体介護又は家事援 助を総合的に提供しなければならない。 )、また指定居宅介護事業所により提 供しているサービスの内容が、身体介 護のうち特定のサービス行為に偏った り、家事援助のうち特定のサービス行 為に偏ったり、通院等のための乗車又 は降車の介助に限定されたりしてはな らないこととしたものである。また、 サービス提供の実績から特定のサービ ス行為に偏っていることが明らかな場 合に限らず、事業運営の方針、広告、 従業者の勤務体制、当該事業者の行う 他の事業との関係等の事業運営全般か ら判断して、特定のサービス行為に偏 ることが明らかであれば、本条に抵触 することとなる。

また、「偏っている」とは、特定の サービス行為のみを専ら行うことはも ちろん、特定のサービス行為に係るサ ービス提供時間が月単位等一定期間中 のサービス提供時間の大半を占めてい れば、これに該当するものである。

なお、基準第30条は、基準該当居 宅介護事業者には適用されない。

外出時における移動の介護の提供を行 う者を除く。) 指定居宅介護事業は、 生活全般にわたる援助を行うものであ ることから、指定居宅介護事業者は、 入浴、排せつ、食事等の介護や調理、 洗濯、掃除等の家事を総合的に提供し なければならず (通院等のための乗車 又は降車の介助を行う指定居宅介護事 業者についても、身体介護又は家事援 助を総合的に提供しなければならない。 )、また指定居宅介護事業所により提 供しているサービスの内容が、身体介 護のうち特定のサービス行為に偏った り、家事援助のうち特定のサービス行 為に偏ったり、通院等のための乗車又 は降車の介助に限定されたりしてはな らないこととしたものである。また、 サービス提供の実績から特定のサービ ス行為に偏っていることが明らかな場 合に限らず、事業運営の方針、広告、 従業者の勤務体制、当該事業者の行う 他の事業との関係等の事業運営全般か ら判断して、特定のサービス行為に偏 ることが明らかであれば、本条に抵触 することとなる。

また、「偏っている」とは、特定の サービス行為のみを専ら行うことはも ちろん、特定のサービス行為に係るサ ービス提供時間が月単位等一定期間中 のサービス提供時間の大半を占めてい れば、これに該当するものである。

すらに、通院等のための乗車又は降車の介助を行う指定居宅介護事業者について、都道府県知事が指定を行うに当たっては、事業所の所在市町村に対して意見を求めることとする(確認すべき事項等については、別に定める。)。

なお、基準第30条は、基準該当居 宅介護事業者には適用されない。